

名古屋港管理組合公報

平成18年6月30日

(金曜日)

第376号

目次	
規 則	
○名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則……………	1
告 示	
○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表……………	24
○名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項に規定する口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報……………	30
○名古屋港管理組合個人情報保護条例第25条に規定する写しの作成に要する費用の額……………	30
○名古屋港管理組合個人情報保護条例第46条に規定する法人の指定……………	31
監 査 公 表	
○措置通知の公表……………	31
辞 令	
○西尾たか子ほか……………	32
議 会 事 項	
○6月定例会名古屋港管理組合議会の結果……………	32
監 査 委 員 事 項	
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程……………	33

規 則	
名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則を公布する。 平成十八年六月三十日 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久	
名古屋港管理組合規則第十四号 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則 (趣旨)	
第一条 この規則は、名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、管理者の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。 (社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)	
第二条 条例第四条第四項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることに関する個人情報とする。 (登録を要しない個人情報を取り扱う事務)	
第三条 条例第十二条第一項第二号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。 一 名古屋港管理組合(以下「管理組合」という。)又は国、独立行政法人等(条例第四条第三項第八号に規定する独立行政法人等をいう。)、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(同号に規定する地方独立行政法人をいう。)の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務 二 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務 三 公共の安全と秩序の維持に関する事務 四 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務 (個人情報取扱事務の登録)	
第四条 条例第十二条第一項に規定する個人情報取扱事務登	

録簿は、様式第一号のとおりとする。
2 条例第十二条第二項第六号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 個人情報の処理形態 二 個人情報の経常的提供先 三 外部委託の有無 (口頭により開示請求ができる保有個人情報)
第五条 管理者は、条例第十四条第一項ただし書の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を名古屋港管理組合公報に登載するものとする。 (開示請求書に記載する事項等)
第六条 条例第十四条第一項第三号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 求める開示の実施の方法 二 写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第十三条第三項において同じ。)の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
2 条例第十四条第一項に規定する開示請求書は、様式第二号のとおりとする。 (本人等の証明に必要な書類)
第七条 条例第十四条第二項、第二十四条第一項、第二十八条第二項及び第三十六条第二項の保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 一 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認める書類 二 未成年者又は成年被後見人に代わって法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として管理者が認める書類 (開示決定通知書に記載する事項等)
第八条 条例第十九条第一項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 開示の実施の方法 二 開示の実施に要する費用の額
2 条例第十九条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。 一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三号 二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四号
3 条例第十九条第二項に規定する書面は、様式第五号のとおりとする。 (決定期間延長通知書の様式)
第九条 条例第二十条第二項、第三十一条第二項及び第三十九条第二項に規定する書面は、様式第六号のとおりとする。 (決定期間特別通知書の様式)
第十条 条例第二十一条、第三十二条及び第四十条に規定する書面は、様式第七号のとおりとする。 (事案移送通知書の様式)
第十一条 条例第二十二條第一項及び第三十三条第一項に規定する書面は、様式第八号のとおりとする。 (第三者に対する意見照会における通知事項等)

第十二条 条例第二十三条第一項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 一 開示請求のあった保有個人情報記録されている行政文書の名称
 - 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第二十三条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第九号のとおりとする。
- 3 条例第二十三条第二項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 第一項各号に掲げる事項
 - 一 条例第二十三条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 4 条例第二十三条第二項に規定する書面は、様式第九号のとおりとする。
- 5 条例第二十三条第一項及び第二項に規定する意見書の様式は、様式第十号のとおりとする。
- 6 条例第二十三条第三項(条例第四十一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第十一号のとおりとする。

第十三条 条例第二十四条第一項の規定による保有個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 条例第二十四条第一項の規定により、条例第十四条第一項ただし書に規定する保有個人情報を開示する場合にあつては、閲覧の方法により行うものとする。
- 3 条例第二十四条第二項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき一部とする。
- 4 条例第二十四条第二項の規定により閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、管理者は、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第十四条 条例第二十四条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法とする。

- 一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - 一 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - 二 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項第二号において同じ。)により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 2 条例第二十四条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法とする。
- 一 録音ディスク又は録画ディスク 当該録音ディスク又は録画ディスクを光ディスクに複写したものの交付

- 一 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
 - ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

(費用の負担)

第十五条 条例第二十五条の実施機関の規則で定めるものは、前条第二項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十二号のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第十七条 条例第三十条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十三号
 - 一 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十四号
- 2 条例第三十条第二項に規定する書面は、様式第十五号のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第十八条 条例第三十四条に規定する書面は、様式第十六号のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第十九条 条例第三十六条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十七号のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第二十条 条例第三十八条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第十八号
 - 一 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第十九号
- 2 条例第三十八条第二項に規定する書面は、様式第二十号のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第二十一条 条例第四十一条第二項の規定による通知は、様式第二十一号により行うものとする。

(条例第四十六条の実施機関が定める法人の公表)

第二十二条 管理者は、条例第四十六条の規定により法人を定めたときは、当該法人の名称を名古屋港管理組合公報に登載するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 条例第四十七条第二項の規定による同条第一項の報告の概要の公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を名古屋港管理組合公報に登載して行うものとする。

附 則
この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

事務の名称 事務の目的		保有個人情報 対象者の範囲		登録簿の作成課等		個人情報の収集先		個人情報の提供先		個人情報 保有課等	
<input type="checkbox"/> 全庁共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務		保有個人情報 の項目 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 結婚歴・離婚歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 動機・意見・相談		個人情報の 処理形態 電子計算機処理の 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電子計算機処理を する場合のオンラ イン結合の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		個人情報の 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理 組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		個人情報の 提供先 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理 組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		個人情報 保有課等 (備考)	
識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体的特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格		個人情報 の項目 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 結婚歴・離婚歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 動機・意見・相談		個人情報の 処理形態 電子計算機処理の 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電子計算機処理を する場合のオンラ イン結合の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		個人情報の 収集先 <input type="checkbox"/> 本人から収集 <input type="checkbox"/> 本人以外から収集 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理 組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		個人情報の 提供先 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 実施機関以外の管理 組合の機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		個人情報 保有課等 (備考)	

(注) ■は当該事項に該当すること、□は当該事項に該当しないことを表しています。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号（第6条関係）

自己情報開示請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名
郵便番号
住所（居所）
電話番号

名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
開示請求をする保有個人情報 の内容	(行政文書の名称：)
開示の実施の方法 (希望する方法を○で 囲んでください。)	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 希望する・希望しない)

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人	※ 区 分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備 考	

- 注 1 ※の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。
4 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3号（第8条関係）

自己情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 午後
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手		円分
担 当 課 等	電話 内線		

- 注 1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
- 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号（第8条関係）

自己情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 午後 時
	場 所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担 当 課 等	電話 内線		

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 注
- 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 - 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 - 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

様式第5号（第8条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課 等	電話 内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6号（第9条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長後の決定期間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p>
延長の理由	
担当課等	<p>電話 内線</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7号 (第10条関係)

決 定 期 間 特 例 通 知 書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)		
名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき 決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	部 分		
残りの保有個人情報について 決定等をする期限	年 月 日		
名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条を適用する理由			
担 当 課 等	電 話		内 線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8号 (第11条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
移送をした実施機関(管理者)の担当課等	電話 内線
移送を受けた実施機関(決定等をする実施機関)	
移送を受けた実施機関の担当課等	電話 内線
移送をした理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9号 (第12条関係)

意見照会書

第 年 月 日
号

様

名古屋港管理組合管理者

印

名古屋港管理組合個人情報保護条例第14条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同条例第23条 { 第1項 } の規定により通知します。
 { 第2項 }

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙（意見書）により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報 に含まれているあ なたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課 等）	電話 内線
名古屋港管理組合個人情報保護条例第23条第2項 第1号又は第2号の規定 の適用の区分及び当該規定を適用する理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 10 号 (第 12 条関係)

別紙

意見書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

<p>開示請求のあった保有個人情報 が記録されている行政 文書の名称</p>	
<p>開示についての意見 〔 該当する番号を○で 囲んでください。 〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。</p>
<p>開示に反対する場合の反対 の理由</p>	

様式第 11 号 (第 12 条関係)

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで { 開示に反対する意見書の提出 }
 { 不服申立て } のありました保有個人情報について、次のとおり
 { 開示に反対する意思の表示 }
 その { 全部 } を開示することとしましたので、 { 名古屋港管理組合個人情報保護条例第23条第3項 }
 { 一部 } { 名古屋港管理組合個人情報保護条例第41条第3項において準用する }
 } の規定により通知します。
 同条例第23条第3項

開示請求のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求のあった保有個人情報 に含まれているあ なたに関する情報の内容	
開 示 決 定 を し た 理 由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部 分	
担 当 課 等	電話 内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 名古屋港管理組合個人情報保護条例第41条第3項において準用する同条例第23条第3項の規定により通知する場合は、教示文を省略すること。

様式第 12 号 (第 16 条関係)

自己情報訂正請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	※ 区分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏名	
	住所(居所)	電話

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注 1 ※の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類のほか、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等の提示又は提出が必要です。
 3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13号 (第17条関係)

自 己 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

第 年 月 日
号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第14号 (第17条関係)

自己情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 15 号 (第 17 条関係)

自 己 情 報 不 訂 正 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
訂正しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第16号 (第18条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第34条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話 内線	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第17号 (第19条関係)

自己情報利用停止請求書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、名古屋港管理組合個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
※ 利用停止請求の趣旨	名古屋港管理組合個人情報保護条例第 条の規定に違反して収集、利用又は提供されているので、 1 利用の停止 2 消 去 を請求する。 3 提供の停止
利用停止請求の理由	

法定代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	※ 区分	1 未成年者 2 成年被後見人
	氏 名	
	住 所 (居 所)	電 話

次の欄は、記入する必要がありません。

担 当 課 等	
備 考	

- 注 1 ※の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
3 法定代理人の方が請求する場合は、2の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類が必要です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第18号 (第20条関係)

自己情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第19号 (第20条関係)

自 己 情 報 一 部 利 用 停 止 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第38条第1項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止の内容	
利用停止しないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第20号 (第20条関係)

自己情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
利用停止しないこととした理由	
担 当 課 等	電話 内線

教示

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として（名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号 (第21条関係)

審 議 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

印

年 月 日付けの 決定等に対する不服申立てについては、次のとおり名古屋港管理組合個人情報保護審議会に諮問しましたので、名古屋港管理組合個人情報保護条例第41条第2項の規定により通知します。

<p>決定等のあった 保有個人情報の内容</p>	<p>(行政文書の名称：)</p>
<p>不服申立ての内容</p>	
<p>諮 問 を し た 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担 当 課 等</p>	<p>電話 内線</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

告 示

名古屋港管理組合告示第34号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成18年6月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経営業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
	円		
上 屋 運 営 事 業	662,311,215	一般使用	23 棟 (91,093㎡)
		専用使用	20 棟 (40,677㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	145,763,409	一般使用	1 場所 (455,450㎡)
		専用使用	7 場所 (984,700㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	912,768,449		13 基
ひ き 船 運 営 事 業	460,976,278		5 隻

(注) 提供施設量は、平成18年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭南1号上屋屋根改修工事を施工した。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南1・2・3号起重機監視装置改修工事を施工した。

2 経理の状況

(1) 平成17年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
施設運営事業収益	4,080,000,000	4,203,466,084	
施設運営事業費用	3,867,000,000	3,768,203,691	
(資本的収入及び支出)			
資 本 的 収 入	475,030,000	475,000,000	
資 本 的 支 出	1,566,300,000	1,555,304,906	資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,080,304,906円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,810,572円、減債積立金334,823,390円及び過年度分損益勘定留保資金738,670,944円で補てんした。

(2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成18年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
18,150,583,852	35,715,865,982	377,370,720	固 定 資 産	1,624,180,537	17,565,282,130	
16,454,774,544	33,539,990,391	277,370,720	有形固定資産	1,144,114,254	17,085,215,847	
210,809,308	215,875,591		無形固定資産	5,066,283	5,066,283	
1,485,000,000	1,960,000,000	100,000,000	投 資	475,000,000	475,000,000	
2,172,507,891	11,904,174,761	6,002,142,647	流 動 資 産	5,499,391,768	9,731,666,870	
1,138,283,167	5,994,308,396	2,618,016,744	現金・預金	2,725,198,005	4,856,025,229	
486,421,161	5,203,235,783	2,745,893,548	未 収 金	2,618,016,744	4,716,814,622	
14,503,563	19,256,981	4,138,554	貯 蔵 品	4,753,418	4,753,418	
500,000,000	500,000,000	500,000,000	短期貸付金			
33,300,000	187,373,601	134,093,801	その他流動資産	151,423,601	154,073,601	
	4,951,799,591	2,799,953,989	流 動 負 債	3,195,963,936	5,386,088,300	434,288,709
	4,756,025,229	2,625,198,005	未 払 金	3,021,078,451	5,153,553,867	397,528,638
	195,774,362	174,755,984	その他流動負債	174,885,485	232,534,433	36,760,071
	1,412,240,215	713,561,571	資 本 金	334,823,390	15,070,611,014	13,658,370,799
			自己資本金	334,823,390	6,948,806,905	6,948,806,905
	1,412,240,215	713,561,571	借入資本金		8,121,804,109	6,709,563,894
	669,646,780	334,823,390	剰 余 金		6,471,812,029	5,802,165,249
			資本剰余金		5,802,165,249	5,802,165,249
	669,646,780	334,823,390	利益剰余金		669,646,780	
	157,371,143	157,371,143	施設運営事業収益	2,253,368,848	4,203,466,084	4,046,094,941
	157,354,393	157,354,393	営 業 収 益	2,249,590,682	4,199,540,112	4,042,185,719
	16,750	16,750	営 業 外 収 益	3,778,166	3,925,972	3,909,222
3,617,827,955	3,703,272,539	2,606,922,936	施設運営事業費用	84,417,917	85,444,584	
3,335,781,908	3,421,226,492	2,473,211,376	営 業 費 用	84,417,917	85,444,584	
282,046,047	282,046,047	133,711,560	営 業 外 費 用			
23,940,919,698	58,514,371,011	12,992,146,396	合 計	12,992,146,396	58,514,371,011	23,940,919,698

3 平成18年度予算の概要

(1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
上 屋 運 営 事 業	1,184,886,000	一般使用	23 棟 (91,093m ²)
		専用使用	20 棟 (40,677m ²)
貯 木 場 運 営 事 業	387,456,000	一般使用	1 か所 (455,450m ²)
		専用使用	7 か所 (984,700m ²)
荷 役 機 械 運 営 事 業	1,441,333,000		13 基
ひ き 船 運 営 事 業	630,340,000		4 隻

(注) 面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 荷役機械整備事業

飛島ふ頭北3・4号起重機監視装置の改修を行うものである。

(3) 平成18年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 43 棟	一般使用許可面積	91,093 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	40,677 <small>平方メートル</small>
	貯 木 場 8 か所	一般使用許可面積	455,450 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	984,700 <small>平方メートル</small>
	荷 役 機 械 13 基	使 用 時 間	14,888 <small>時間</small>
	ひ き 船 4 隻	使 用 時 間	4,934 <small>時間</small>
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 荷役機械整備工事	279,000 <small>千円</small>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	3,749,000千円
第1項	営 業	収 益	3,746,599千円
第2項	営 業 外	収 益	2,381千円
第3項	特 別	利 益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	3,745,000千円
第1項	営 業	費 用	3,440,813千円
第2項	営 業 外	費 用	294,167千円
第3項	特 別	損 失	20千円
第4項	予 備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額826,570千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,000千円並びに過年度分損益勘定留保資金822,570千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	475,030 千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第2項	寄 附 金	10 千円
第3項	貸 付 金 返 還 金	475,000 千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入	10 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,301,600 千円
第1項	建 設 改 良 費	92,000 千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	1,068 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	1,208,532 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 563,743 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

名古屋港管理組合埋立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による136,298,197円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の166,637,344円である。

(2) 造成事業

ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、天白埋立地内において排水管の整備、用地整備を行った。

イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第7貯木場跡地において道路の整備、西部第1貯木場跡地において用地整備及び西部第2貯木場において埋立整備を行った。

ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、橋梁劣化調査等を行った。

2 経理の状況

(1) 平成17年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
埋 立 事 業 収 益	472,000,000	475,818,275	
埋 立 事 業 費 用	448,000,000	424,481,063	
(資本的収入及び支出)			
資 本 的 収 入	11,149,000,000	11,007,291,193	
資 本 的 支 出	2,138,000,000	2,045,844,130	

(2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成18年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
4,000,295,626	4,342,849,233	1,800,020,800	固 定 資 産	92,433	342,553,607	
295,626	342,849,233	20,800	有形固定資産	92,433	342,553,607	
4,000,000,000	4,000,000,000	1,800,000,000	投 資			
72,557,426,565	107,837,837,876	491,315,879	土 地 造 成	278,391,978	35,280,411,311	
786,679,778	786,679,778		完成土地			
71,770,746,787	107,051,158,098	491,315,879	未成土地	278,391,978	35,280,411,311	
13,164,262,960	30,996,129,902	16,866,625,432	流 動 資 産	11,619,210,142	17,831,866,942	
11,745,070,205	17,069,550,889	7,488,903,555	現 金 ・ 預 金	3,472,446,067	5,324,480,684	
1,415,412,755	12,864,914,493	8,732,513,957	未 収 金	7,488,903,555	11,449,501,738	
	24,000		貯 蔵 品		24,000	
	1,000,000,000	600,000,000	短 期 貸 付 金	600,000,000	1,000,000,000	
3,780,000	40,854,400	29,499,000	前 払 金	37,074,400	37,074,400	
	20,786,120	15,708,920	その他流動資産	20,786,120	20,786,120	
			固 定 負 債	7,704,826,650	48,472,717,054	48,472,717,054
			前 受 金	7,629,402,650	48,376,666,054	48,376,666,054
			その他固定負債	75,424,000	96,051,000	96,051,000
	3,492,427,257	1,904,933,927	流 動 負 債	2,035,570,982	3,675,713,219	183,285,962
	3,424,480,684	1,872,446,067	未 払 金	2,003,001,524	3,558,106,191	133,625,507
	67,946,573	32,487,860	その他流動負債	32,569,458	117,607,028	49,660,455
	1,089,712,000	544,857,000	資 本 金		41,177,469,190	40,087,757,190
			自己資本金		31,933,437,190	31,933,437,190
	1,089,712,000	544,857,000	借入資本金		9,244,032,000	8,154,320,000
	273,840,544		剰 余 金		1,183,168,013	909,327,469
			資本剰余金		3,108,894	3,108,894
	136,920,272		利益剰余金		1,043,138,847	906,218,575
	136,920,272		欠 損 金		136,920,272	
	2,692,686	2,692,686	埋立事業収益	138,990,883	475,818,355	473,125,669
	2,692,686	2,692,686	営業外収益	138,990,883	225,010,868	222,318,182
			特別利益		250,807,487	250,807,487
404,228,193	409,285,033	171,680,504	埋立事業費用	5,043,160	5,056,840	
322,929,386	327,986,226	171,680,504	営 業 費 用	5,043,160	5,056,840	
12,634,700	12,634,700		営業外費用			
68,664,107	68,664,107		特 別 損 失			
90,126,213,344	148,444,774,531	21,782,126,228	合 計	21,782,126,228	148,444,774,531	90,126,213,344

3 平成18年度予算の概要

(1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料等で222,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で421,000千円を予定している。

(2) 造成事業

南部地区においては、天白埋立地内の排水管の整備等、南部地区維持管理等を予定している。

西部地区においては、前年度に引き続き西部第7貯木場跡地の道路整備、西部第1貯木場跡地の地盤改良等、西部第2貯木場跡地の用地整備等を予定している。

南5区については、橋梁診断調査、南5区維持管理等を予定している。

(3) 平成18年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備 720メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		222,000千円
第1項	営業外	収益		221,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		421,000千円
第1項	営業	費用		388,159千円
第2項	営業外	費用		22,811千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入			
第1款	資本的	収入		4,268,000千円	
第1項	埋立事業	収入		3,744,424千円	
第2項	雑	収入		283,576千円	
第3項	貸付金	返還金		240,000千円	
		支 出			
第1款	資本的	支出		2,441,000千円	
第1項	南部地区	埋立事業	費用	62,200千円	
第2項	西部地区	埋立事業	費用	503,100千円	
第3項	南5区	埋立事業	費用	60,400千円	
第4項	総	係	費用	222,168千円	
第5項	企	業	債	費用	1,277,875千円
第6項	他	会	計	貸付金	300,000千円
第7項	雑		支	出	5,257千円
第8項	予		備	費	10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 392,514千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種 類	名 称	数 量	処分の態様
	土 地	南部地区内	17,000平方メートル	譲 渡
	土 地	西部地区内	25,000平方メートル	譲 渡
	土 地	西部地区内	15,100平方メートル	譲 渡